

Q 受迫ため池について

A 受迫ため池について
町に所有権はないと考える（木谷副町長）



南田議員

A 民法の適用が当時はなく、慣行が適用されると考えている。あえて現在の民法に照らして考えても、贈与の関係の規定に該当すると考える。贈与は一方の意思表示で、それを受託すれば成立する。これらの無償譲渡期日を契機に、所有権は移転していると考えている。また、過去の裁判所の判決からも、町としては、この受迫ため池について所有権はないと考える。

Q 元々個人共有であったため池を、土地台帳作成の際に町有とした。その後明治23年に、地元の要望で人格のない受迫として登記したため無主となっていました。国は申請錯誤により無主となったときは、前所有者に更正登記を認めている。なぜ町は更正登記をしないのか。



▲熊野黒瀬トンネル付近の工事（萩原地区）

南田議員

Q 保安林開発について

A 県土木局と良好な関係のもとに着実に推進している（三村町長）

A 県土木局と良好な関係のもとに着実に推進している。本年6～7月にはトンネル掘削を始める予定で、現在は保安林解除に向け、県・国に申請を出している段階である。また造成予定地は、県内他の企業団地と比較しても造成の規模は小さく、立地条件も異なり、東広島県道路や国道2号線の改良によって拠点性は高くなると考えている。

Q 熊野黒瀬トンネルの土による造成地は、保安林で谷が深く急勾配。造成部分に集中する水の流出時間も早く、危険性は高い。最も心配なことは経済不況。造成しても売れない。県は県内の工業団地等で需要のないことは承知していたと思う。今後の方針を聞きたい。

Q 人工透析の治療ができる病院の誘致

A 誘致の実現に向けて引き続き努力し
関係機関と連携を図っていききたい（三村町長）



馬上議員

A 町内の開業医の方々と相談したが、多額の設備投資、専門知識、熟練のスタッフが必要のため、透析医療の開始は容易ではない。しかし、高齢化の進展につれ、腎機能に障害を来す方や、通院の困難な方が今後増加していくことも懸念されるため、誘致の実現に努めたい。また平成23年度には、県、市町、医師会、大学等の関係機関が参画して広島県地域医療推進機構が設立されるので、この問題を提起するなど、関係機関との連携も十分に図っていききたい。

Q 熊野町には透析のできる病院がないため、治療を済ませて家に帰るには最低5～6時間が必要。透析のできる病院を誘致していただきたい。

白築議員

Q 安全安心対策 (防犯灯の整備など)

A 平成23年度からLED防犯灯の整備を進める（広田生活環境課長）



▲木々の伐採や道路照明灯の工事を実施

A 1100基を町が設置し、残りを自治会で設置いただく。電気料が減るため、4年間で設備投資の元がとれ、10年で約700万円が削減できる試算。

Q LED化における自治会などの負担は。

A 平成23年度からLED防犯灯の整備を進めるが、自治会長からの要望を優先としたい。熊野団地からの町道については、平成22年度に木々の伐採及び交差点に道路照明灯の工事を実施した。防犯カメラは、予算の関係上、現段階では難しい。

Q LED防犯灯等の整備では、地域の声を聞く必要がある。例えば、熊野団地から第四小への通学路は暗く、街灯の追設や防犯カメラが必要と考えるが。